

令和3年9月24日

株主各位

東京都中央区八丁堀二丁目12番7号
ユニデン不動産株式会社
代表取締役 藤本 秀朗

剰余金の配当に関する基準日設定公告

令和3年10月10日を基準日と定め、同日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当の支払いを受けることができる株主といたします。

以上